

令和 8 年 1 月

閉会中厚生委員會資料  
( 福祉保健部 )



## 秋田市老人いこいの家および秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について

老人いこいの家および雄和ふれあいプラザの廃止については、9月および11月定例会厚生委員会において報告し、利用者説明会を9月定例会終了後に、各施設において開催したところである。そのうち、飯島老人いこいの家については、意見箱に寄せられた要望に対する回答を求められたことから、11月定例会終了後に再度、説明会を開催したものである。

いずれの施設についても、公共施設等最適化専門部会において、「令和7年末で廃止する方針」が了承されていたが、利用者説明会や厚生委員会での意見等を踏まえ、各施設の廃止時期について、以下のとおりとするものである。

### 1 各施設の廃止時期について

#### (1) 飯島老人いこいの家

- ・いこいの家の中で、現在も唯一入浴利用が可能であり、いこいの家開設当初からの施設機能を維持し続けており、他のいこいの家と比較して利用者数が多いことから、施設の保有優先度評価の1次評価において建物評価は特に低い一方で、機能評価は高くなっている。
- ・9月および11月定例会厚生委員会での説明に対する質疑や存続についての陳情・要望のほか、地区振興協議会等からの存続要望（指定管理期間満了の令和10年3月末まで）があったところである。
- ・当該建物において、入浴利用継続を含めた施設機能を維持しようとする場合、管理経費がかかり増しとなることも考慮する必要がある。
- ・以上のことを勘案し、当初予定していた令和8年3月末での廃止を見直し、令和10年3月末（指定管理期間満了）での廃止とするもの。  
ただし、指定管理期間中であっても、大規模修繕等が必要となつた場合には直ちに施設利用を中止するもの。

※廃止時期延長に伴う管理経費：約33,000千円（2年分）

※年間利用者数：15,034人（令和6年度実績）

#### (2) 大森山老人と子どもの家

- ・入浴設備用ボイラー故障による数年来の入浴利用の停止や空調設備の老朽化による冷暖房機能の不調、屋根防水シートの劣化による雨漏りなど、施設全体の老朽化が進んでおり、また、利用者数は1日あたり24人程度であることから、建物評価は特に低く、機能評価も低くなっている。
- ・また、高圧受電設備に低濃度P C B（ポリ塩化ビフェニル）使用のコンデンサ等が含まれており、P C B特別措置法により令和9年3月末までに処分する必要があり、高圧受電設備撤去により、施設への電気供給が停止と

なることから、施設の維持は困難となるもの。

- ・サークル・団体等の利用者に対しては、令和7年1月定例会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、西部市民サービスセンターおよび周辺のコミュニティセンター等を案内しており、現在、意向確認の結果をとりまとめ、利用者との最終的な調整を行っている。
- ・以上のことから、当初どおり令和8年3月末で廃止することとしている。

### (3) 八橋老人いこいの家

- ・入浴設備用ボイラー故障による十数年来の入浴利用の停止や、空調設備の著しい老朽化による冷暖房機能の不調により、昨夏は扇風機の使用により猛暑を乗り切るなど施設全体の老朽化が進んでおり、また、利用者数は1日あたり19人程度であることから、建物評価は特に低く、機能評価も低くなっている。
- ・サークル・団体等の利用者に対しては、令和7年1月定例会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、中央市民サービスセンターおよび周辺のコミュニティセンター等を案内しており、現在、意向確認の結果をとりまとめ、利用者との最終的な調整を行っている。
- ・土地については、民間からの借地となっており、賃借料（年間約140万円）が生じていることから早期に廃止することが望ましいと考えている。
- ・以上のことから、当初どおり令和8年3月末で廃止することとしている。

### (4) 雄和ふれあいプラザ

- ・施設の築年数が30年未満であるが、木造建築物であることや利用者数が1日あたり9人程度と著しく少ない状態であることから、建物評価および機能評価ともに低くなっている。
- ・現在のプラザ利用者に配慮し、雄和市民サービスセンター（以下「センター」という。）改修中も仮設庁舎内に談話スペースを設けるとともに、センター改修後は、センター内に活用可能なスペースを設ける予定としている。
- ・サークル・団体等の利用者に対しては、令和7年1月定例会後、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、利用者説明会で提示した施設のほか、利用可能な施設（雄和児童センターおよび雄和地区北部コミュニティ施設の建物）も案内しており、現在、意向確認の結果をとりまとめ、利用者との最終的な調整を行い、概ね利用者の移行ができる見込みとなっている。
- ・以上のことから、当初どおり令和8年3月末で廃止することとしている。

※施設の保有優先度評価の1次評価における建物評価と機能評価

	飯島老人 いこいの家	大森山老人 と子どもの家	八橋老人 いこいの家	雄和ふれあい プラザ
開所年月	昭和50年5月	昭和55年4月	昭和47年9月	平成12年1月
建物評価	特に低い	特に低い	特に低い	低い
評価対象施設全体のうちの健全度合い				
機能評価	高い	低い	低い	低い
	同種同類の施設との比較			

2 今後のスケジュールについて（案）

時 期	内 容
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月・11月定例会 厚生委員会で説明 →利用者への説明</li> <li>・2月定例会 設置条例の一部改正等を提案</li> <li>・<u>施設廃止</u>（雄和ふれあいプラザ・大森山老人と子どもの家 ・八橋老人いこいの家）</li> <li>・令和8年3月末 指定管理期間満了（雄和ふれあいプラザ）</li> </ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低濃度PCB使用コンデンサ等撤去（令和9年3月末まで） (大森山老人と子どもの家のみ)</li> <li>・アスベスト事前調査（令和8年度以降順次）</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設廃止</u>（飯島老人いこいの家）</li> <li>・令和10年3月末 指定管理期間満了（老人いこいの家）</li> <li>・いこいの家施設解体（9年度以降順次）</li> <li>・土地返還（八橋老人いこいの家のみ：施設解体後）</li> </ul>